

平成29年度 第1回 仙台市景観総合審議会

日時：平成29年8月25日（金）

13時30分～15時30分

場所：本庁舎2階 第1委員会室

次 第

1. 開 会
2. 挨拶
3. 議 事
 - (1) 審議事項
 - ・屋外広告物部会の設置について
 - ・今後の景観施策のあり方について
 - (2) 報告事項
 - ・杜の都景観重要建造物等の追加指定について
 - ・東北大学片平キャンパス地区の都市景観大賞特別賞受賞について
4. 閉 会

— 配 付 資 料 —

- 資料1：屋外広告物部会の設置について
- 資料2：今後の景観施策のあり方について
- 資料3：杜の都景観重要建造物等の追加指定について
- 資料4：東北大学片平キャンパス地区の
都市景観大賞特別賞受賞について

仙台市景観総合審議会委員名簿

(平成29年7月25日現在)

すぎやま 杉山	あきこ 朗子	(株)日本カラーデザイン研究所 シニアコンサルタント
たかやま 高山	ひでき 秀樹	仙台商工会議所 理事・事務局長
たけやま 武山	りょうぞう 良三	富山大学芸術文化学部 学部長・教授
とちくぼ 杼窪	まさゆき 昌之	宮城県屋外広告美術協同組合 常任相談役 (株)アキバ商会 代表取締役
ばば 馬場	たまき	尚絅学院大学総合人間科学部 准教授
ほり 堀	しげる 繁	東京大学アジア生物資源環境研究センター長・教授
みやはら 宮原	ひろみち 博通	(有)地域環境デザイン研究所 所長
やん 巖	しゅあん 爽	宮城学院女子大学生活科学部 教授
よしかわ 吉川	ゆみ 由美	(有)ダ・ハ プランニング・ワーク 代表取締役
わくい 涌井	しろう 史郎	東京都市大学環境学部 特別教授
わたなべ 渡辺	ひろし 博	仙台市議会議員

(五十音順, 敬称略)

屋外広告物部会の設置について

1. 屋外広告物部会の概要

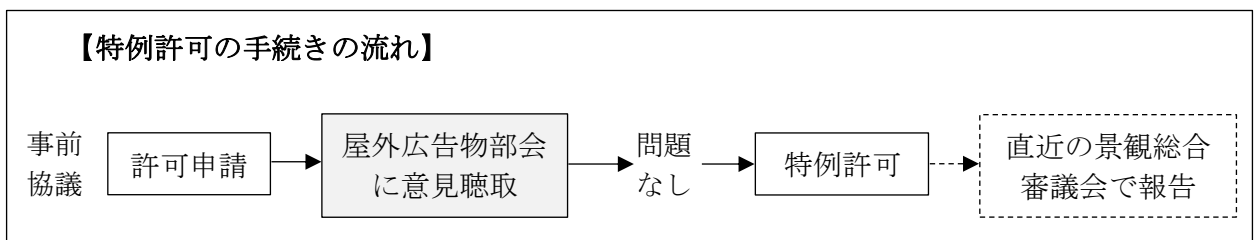
- ・専門事項を調査審議するため、審議会に設置することができる部会の1つ（景観条例 27 条）
- ・部会は、審議会委員及び専門委員で組織する（10 人以内）（景観条例 27 条）
- ・部会に属すべき委員及び専門委員は会長が指名する（規則 33 条）
- ・部会の議決をもって審議会の議決とすることができる（規則 35 条）

2. 屋外広告物部会設置の目的

- ・景観総合審議会でも議論を重ね、「広告物施策のあり方の提言」「広告物条例改正」など、屋外広告物施策の具体の取組みの方向性が昨年度までに整理されており、今後はより機動的に具体の取組みについて展開を図っていく。
- ・また「屋外広告物条例にもとづく特例許可の審議」は、審議内容や円滑な事務処理を踏まえ、景観総合審議会を都度開催するのではなく、部会で対応する方が望ましいと考える。
- ・少人数で専門的な委員による屋外広告物部会を設置し、「特例許可」とともに、それ以外の屋外広告物施策での取組みについて、部会での意見も聴きながら着実に進めていく。

3. 屋外広告物部会での審議事項等

- ・屋外広告物条例にもとづく特例許可に係る意見聴取（広告物条例 10 条・12 条）
- ・禁止地域を見直す都市公園等の検討（提言、条例改正を踏まえた取組み）
- ・すぐれた広告物の誘導方策の検討、エリアマネジメントなど広告物の活用方策の検討など
(提言を踏まえた取組み)
- ・許可基準の運用や禁止地域の取扱いの検討 ※部会の意見を聴いた方がいいもの



4. 屋外広告物部会の委員について

- ・部会委員は、県内及び近県の方による 5 名（審議会委員＋専門委員） で構成
- ・部会での審議事項等を踏まえ、「景観」「まちづくり」「建築」「デザイン」「広告業」の分野の学識経験者や業界関係者から委員を選定する（会長が指名、指名委員は裏面参照）
- ・専門委員の委嘱期間は、審議会委員の委嘱期間である平成 30 年 5 月 8 日までとする

屋外広告物部会委員（案）

【景観総合審議会委員】

- ・宮原 博通 委員
- ・杼窪 昌之 委員
- ・馬場 たまき 委員

※部会長は景観総合審議会委員の中から会長が指名する者があたる（規則 34 条）

【専門委員】

- ・舟引 敏明 氏（宮城大学事業構想学群 教授）
- ・並木 直子 氏（(株)ユーメディア メディア事業部 メディアコンテンツ 2 チーム）

今後の景観施策のあり方について

1. 現在の状況

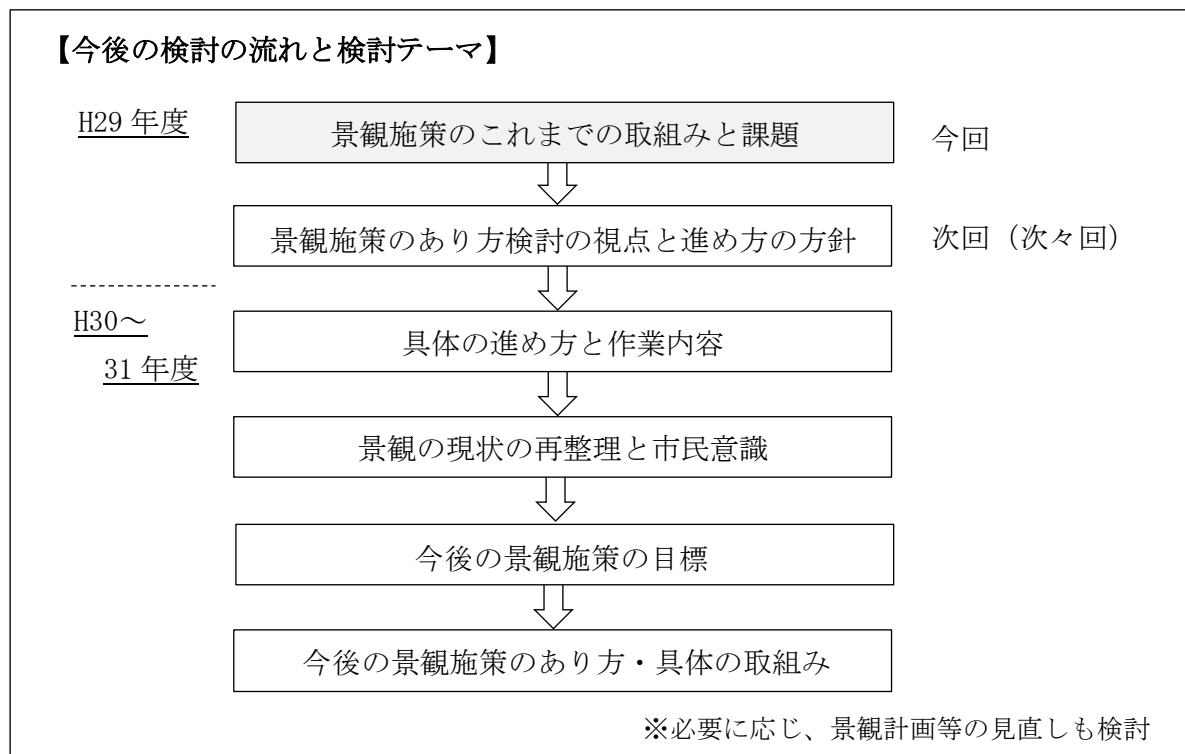
- ・景観計画策定及び景観条例の見直しから約10年が経過
- ・復興まちづくり、東西線の開業、中心部の大規模開発など、都市の大きな変化
- ・人口減少への対応、交流人口拡大への取組み、既存ストックの活用、公民連携など、新たな視点でのまちづくりの動き
- ・今後予定している市の上位計画の見直し（現在の市総合計画の期間は平成32年度まで）



景観施策についても、現状をあらためて整理し、今後のあり方の検討を進めていく

2. 検討の進め方

今回の審議会においては、景観施策のこれまでの取組みを中心に説明し、取組みの評価と課題、検討の視点、今後の進め方について意見を聞き、次の展開につなげていく



3. 景観施策のこれまでの取組みと課題

別紙参照

○景観施策のこれまでの取組みと課題

1. 法や条例の制定経過

- ・平成7年 杜の都の風土を育む**景観条例**制定（景観3原則・景観7方策）
- ・平成16年 **景観法**制定
- ・平成21年 景観法にもとづく**景観計画**策定、**景観条例**改正 ※景観7方策も一部変更

2. 景観条例にもとづく取組みと課題

【景観3原則】

1. 基本原則

市、市民及び事業者は、地域の自然や歴史的、文化的環境に配慮して、協働により、杜の都の風土を育む調和のとれた魅力的な景観の形成に努める

2. 市の責務

望ましい景観に配慮した、総合的な施策を実施する。
それらの施策の実施にあたっては、市民及び事業者の意見が十分反映されるように努める

3. 市民・事業者の責務

自らが景観づくりの主体であることを考え、よりよい景観づくりに努めるとともに、市の実施する景観施策に協力するよう努める



市主催の景観シンポジウム



市民参加の地域まち歩き

<現状を踏まえた課題>

- ・本市の景観の配慮点や望ましさを再確認（現在の本市の魅力や景観資源とは）
- ・市、市民、事業者の役割の変化への対応（市民・事業者⇒主体性が大、市⇒調整役が重要）

【景観7方策】

1. 景観計画の策定

- ・平成21年策定（平成25年一部変更）

2. 景観計画区域内の行為の届出等

- ・届出件数合計約500件（不適合なし）（平成28年度61件）

3. 景観地区

- ・定禅寺通地区指定（H23）、宮城野通地区指定（H23）
 - ・青葉通地区指定（H27）、宮城野通東地区指定（H28）
 - ・認定申請件数は32件（H28年度末）
- 地区計画、広告物モデル地区や誘導指針を一体的にまとめ、街並み形成ガイドラインを策定



青葉通景観地区の街並み

課題）景観計画や景観地区の策定後、単体での景観基準は守られてはいるが、街並みとして良好な景観形成が図られたかなどの効果検証や評価をどのように行うか

4. 杜の都景観重要建造物等の指定

- ・指定優先候補15件のうち5件を指定
（今年度2件追加指定予定、4件解体）
- ・指定物件は東日本大震災で被災したが復旧（助成金活用）、イベント等でも活用



市民活動での景観重要建造物等の活用

課題）保全や活用など指定による成果はあったが、「景観重要建造物等に関する答申（H13年・H14年）」から10年以上が経過しており、どのようなものを保全すべきか再検討する必要がある

5. 杜の都景観協定の締結・景観まちづくり協議会の認定等

- ・自主的な地域のまちづくりを景観形成に向けて支援する取組み
 - ・景観協定は5件で締結（仙台マークワンなど）（H25以降新規なし）
- 課題）きめ細やかな景観への配慮を定める協定に対する事業者等のメリットが見えにくく、事業者等の意識の醸成も進んでいない
- ・景観まちづくり協議会は定禅寺通、宮城野通、青葉通の3地区で認定（街並み形成ガイドラインの検討や賑わいづくりに取組む）



景観協定を締結した建物

6. 表彰・助成等の実施

- ・景観形成に寄与している建築物や活動を応援する取組み
 - ・都市景観賞は第10回（H19）以降実施していない（48件を表彰）
- 課題）市民の自発的な景観形成への取組みの応援としての一定の成果はあったが、表彰対象は減っている
- ・協議会の活動に助成（近年は青葉通まちづくり協議会に助成）
 - ・橋等の公共工事、景観重要建造物復旧などに景観アドバイザーを派遣（活用は少ない）
- 課題）景観まちづくり協議会や公共工事などが対象のため、派遣する対象が限られており、どのようなものに対して派遣すべきか



協議会の活動（オープンカフェ）

7. 景観総合審議会等の設置

- ・審議会及び部会の設置（審議会は18回開催、部会は8回開催）
（景観地区の指定、広告物施策のあり方の提言、歩行者系案内サイン基本方針など審議）
 - ・景観に関する調査提案等を行う景観推進員（景観サポーター）はH19年度以降行っていない
- 課題）景観資源把握や人材育成など一定の役割は果たしたため、活用していなかったが、市民協働の取組みを推進するには、景観推進員の活用の仕方について検討が必要

<これまでの取組みを踏まえた課題>

- ・景観計画、景観地区など市主体で決定するものは一定の成果 ⇒効果検証は必要
- ・時代にあった景観資源（歴史的建造物も含む）の整理とその活用の検討
- ・より良い景観の誘導、市民・事業者が主体の取組みの支援に関する施策について、うまく活用できていない部分もある ⇒制度の検証と見直しも含めた議論も必要

杜の都景観重要建造物等の追加指定について

1. 杜の都景観重要建造物等とは

- ・「杜の都の風土を育む景観条例」に定められ、景観形成に重要な役割を果たしていると認める建築物、工作物及び樹木等を、「杜の都景観重要建造物等」として市長が指定する
- ・指定された場合は、現状変更などの際に届出が必要となるが、外観の修繕工事の経費の一部について助成を受けることもできる
- ・指定されたものは、プレートを作成して設置するとともに、パンフレット等で紹介する（調査を行い図面や概要等の資料を作成）
- ・平成14年に仙台市景観審議会から答申をうけた指定候補（45件）の中の優先候補（15件）のうち、所有者の同意をいただいた5件をこれまでに指定



プレート

2. 優先候補に関する経過等

- ・平成14年に3件、平成16年に2件を指定
- ・これまでに4件の優先候補が解体、残っているものも店じまいや所有者が世代交代
- ・所有者等へ継続的に説明を行ってきたが（景観計画策定や震災対応で一時中断）、「旧針惣旅館」と「佐大商店登り窯」の2件について、所有者の同意をいただく（今年5月）

優先候補15件

指定済5件	石橋屋、横山味噌醤油店、小林薬局、旧丸木商店、旧仙南堂薬店
解体等4件	田中製氷店、天賞酒造 ※一部移築、仙台箆笥伝承館、丸久（旧伊勢商店）
未指定6件	田崎質屋、旧須藤紙店、勝山酒造、庄子醤油屋、 <u>旧針惣旅館</u> （今回指定）、 <u>佐大商店登り窯</u> （今回指定）

3. 今後のスケジュール

8月～ 建物等調査、図面や概要等の資料を作成

10月～ プレート作成、パンフレット作成 ⇒ 年内に景観重要建造物等に指定（予定）

※民間まちづくり団体が毎年3月に景観重要建造物等を活用して行っているイベントと連携した、指定記念イベントの開催も検討中

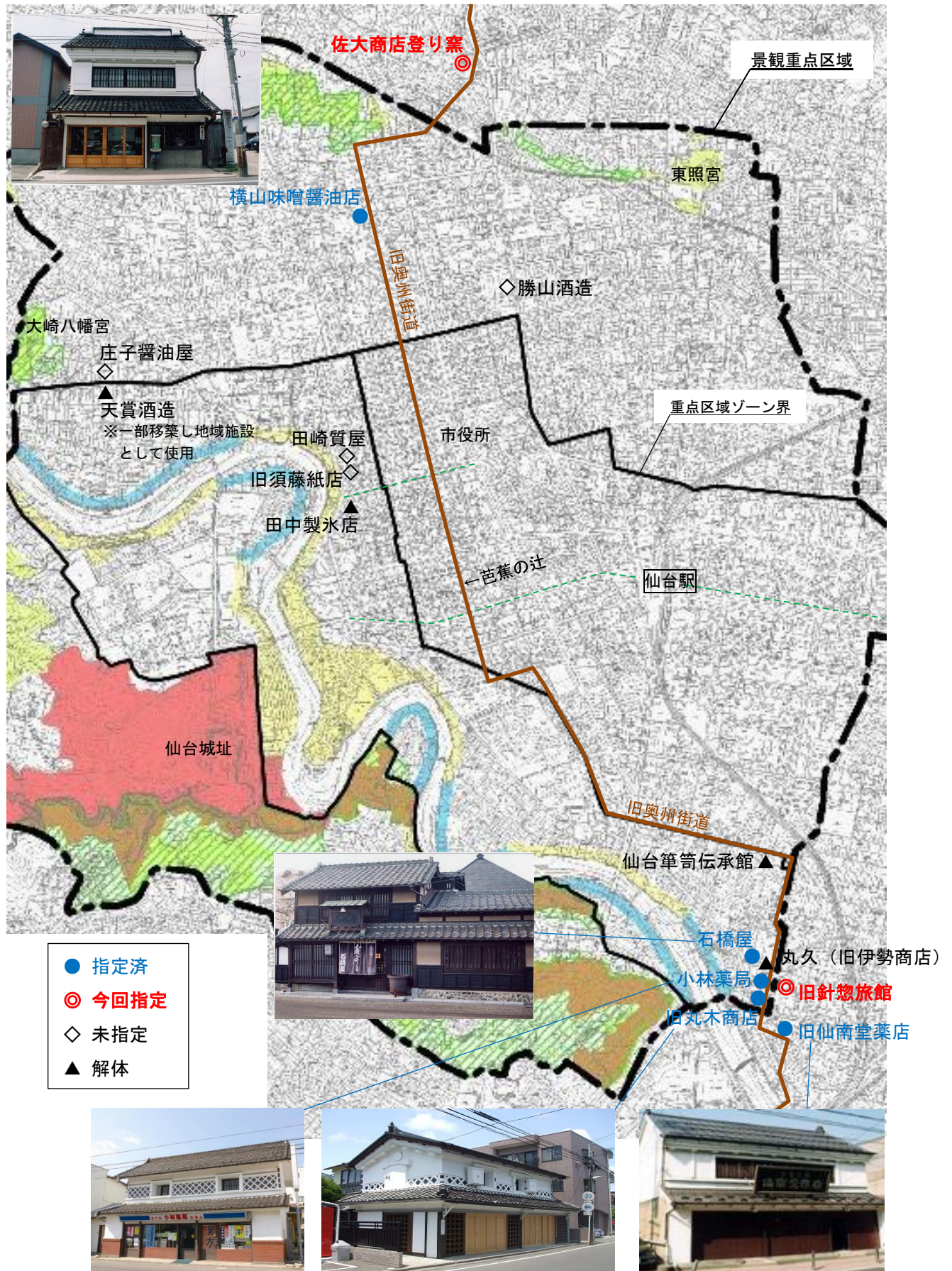


旧針惣旅館



佐大商店登り窯

優先候補 位置図



東北大学片平キャンパス地区の都市景観大賞特別賞受賞について

1. 都市景観大賞の概要

- ・都市景観大賞は、良好な都市景観を生み出す優れた事例を選定し、その実現に貢献した関係者を顕彰する表彰制度（大賞、優秀賞、特別賞を選定）
※まちづくり関連の法人により構成される「都市景観の日」実行委員会が主催（国土交通省後援）
- ・東北大学片平キャンパス地区について、東北大学と仙台市で応募し、特別賞を受賞

2. 片平キャンパス地区の概要等

別紙による

3. 受賞記念イベント（景観シンポジウム）の開催について

受賞を記念し、より多くの方に片平キャンパス地区の魅力を伝えるとともに、景観に対する市民の関心を高めていくことを目的に、景観シンポジウムを開催

日時：平成 29 年 10 月 28 日（土）午後

場所：東北大学片平キャンパス内（メイン会場はさくらホール）

内容：・キャンパス内見学ツアー（記念資料館、魯迅階段教室 など）

・基調講演（舟引敏明氏（宮城大学）、杉山丞氏（東北大学キャンパスデザイン室））

・関係者トークセッション（東北大学、かたひら建物応援団、片平まちづくり会）

・ミニコンサート、パネル展示

※基調講演等は定員 100 名程度、見学ツアーは定員 30 名程度



「特別賞」(都市景観の日) 実行委員会 会長賞)

- 地区名：東北大学片平キャンパス地区
- 面積：約 23.0 ha ■所在地：宮城県仙台市
- 応募者：国立大学法人 東北大学、仙台市

■地区の概要：

当地区は仙台市の中心市街地南西に位置する、広瀬川沿いにある東北大学のキャンパスである。第二次世界大戦における空襲で近代建築の大半が失われた仙台市中心部において、わずかに残った宮城県庁などの近代建築も戦後取り壊されるなか、現存する近代建築のほとんどが当地区に集積している。また、かつての豊かな屋敷林により「杜の都」と呼ばれるようになった仙台市において、当時の面影を現代に残す貴重な緑地や樹木も存在している。

この近代建築の保存を希望する市民有志による「片平たても應援團」、「片平キャンパス近代建築トラストファン」の取り組みや、東北大学によるキャンパスマスタープランに則ったデザインコードに基づく整備、仙台市によって策定された景観重点区域における方針やルールを踏まえた景観誘導などにより、歴史・伝統と新たな魅力が調和のとれた都市景観と緑豊かなオープンスペースが一体となって、当地区は「学都」仙台を代表する優れた景観を形成している。レストランやギャラリーなど一部施設を新しく開放的に整備しただけでなく、オープンスペースを整備したことで、これまで以上に地域住民や市民に開かれた豊かな都市空間となった。

また、大学主催の公開イベントなど新たな動きも出てきており、市民・大学・行政それぞれが片平キャンパスを身近な魅力的な都市空間として整備、活用する動きがさらに広がっている。

■審査講評：

昭和 60 年「仙台市都市景観建築計画」に片平キャンパスが位置づけられて、平成 21 年に景観法に基づく景観重点地区指定等で市と連携。周辺町内会の市道への街灯寄贈に始まり、平成 14 年には「片平キャンパス近代建築トラストファン」設立や維持管理参加等につながる景観サポーター制度から組成された「片平たても應援團」の活動等、市民活動による大学建造物の近代建築の価値を大学が受入れ連携を図ったこと。さらに、門や塀を取り除いて開かれた大学キャンパスを目指した広場空間の創出や、市民利用の可能な飲食やセミナー施設を設置するなど積極的に開かれた大学を目指した各種の活動が景観と地域活性化に寄与した点が高く評価できる。

国立大学という限られた予算の中で、スクラッチタイルを用いたシンプルなデザインコードにより、複数の歴史的建造物の再生や新規建築物へのデザインリレーを実現していること、また、慶応元年に寄進された枝垂桜や大正時代からの松並木、昭和 25 年に寄贈されたメタセコイヤ、樹齢 200 年を超えるイチョウ等の保存等、キャンパス内の樹木も合わせて行っており、今後の大学キャンパスの保全・再生・活用のモデルになり得ることから特別賞にふさわしいと評価された。(池邊)



中心市街地の一番町通りの突き当たりの北門周辺。塀も門扉もないポケットパーク状のオープンスペースとカフェテリアなどが一体となって開かれたエントランス空間となっている。



青葉城を向く正門からの軸線。建物の一部を塔状に立ちあげ、アイストップとなるデザインとしている。また、旧制第二高等学校時代から続く赤松の並木を生かした景観を維持している。

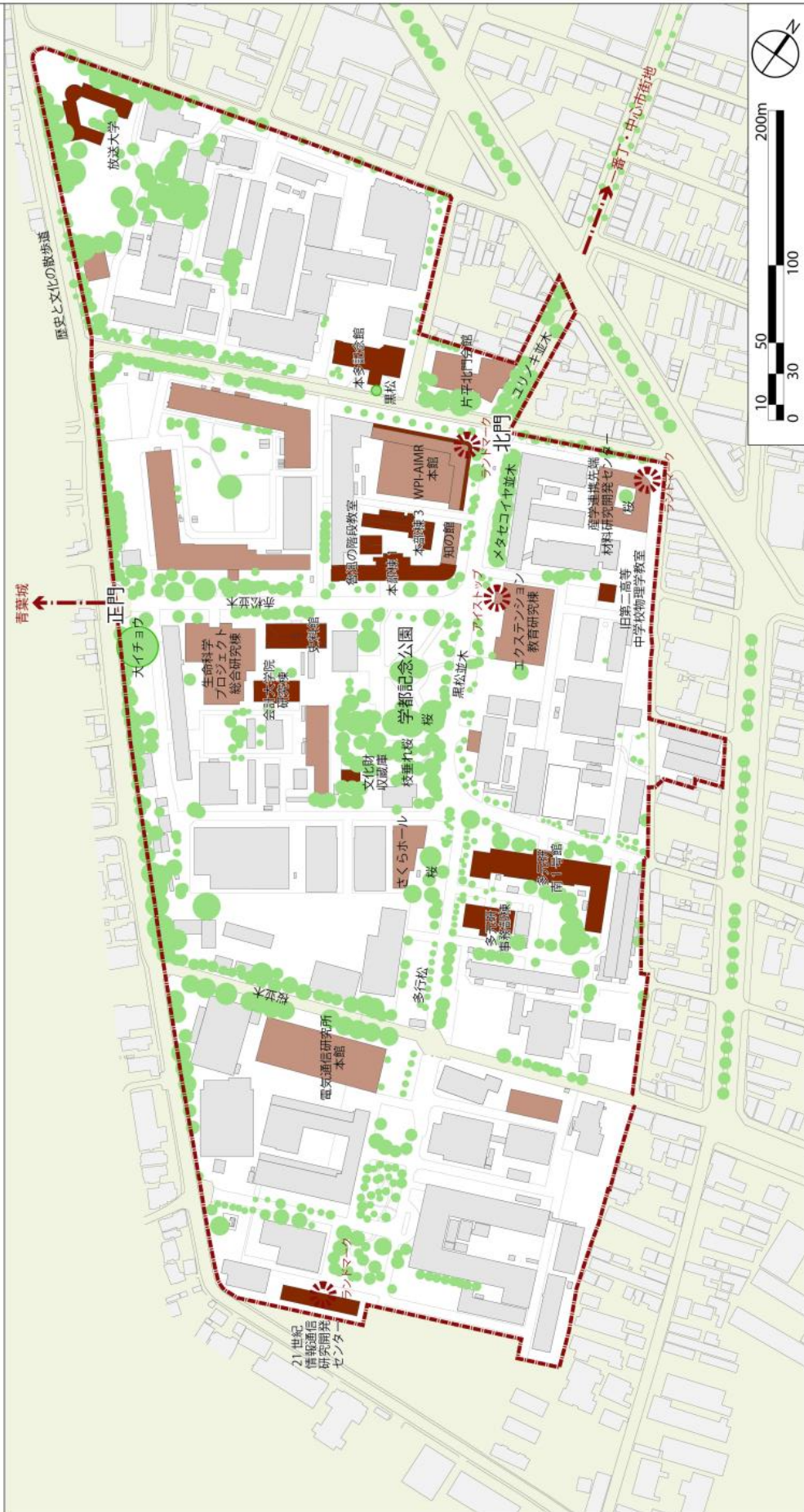


片平北門会館と北門周辺。市道を挟んでオープンスペースと福利厚生施設を整備し、にぎわいを演出。市道は、歩道を拡幅。緑地の縁石部分をベンチ上にして人々が憩える空間を整備。



春の学都記念公園。学生、教職員のみならず近隣の住民や市民のお花見や憩いの場として親しまれている。

東北大学片平キャンパス 主な施設等配置図



- 歴史建造物
- デザインコードに則った新築・改修建物
- 樹木
- 申請範囲